

菊池市災害時要援護者支援計画



令和5年3月改定

菊池市

菊池市災害時要援護者支援計画 目次

第1章 菊池市災害時要援護者支援計画について ······	2
1 災害時要援護者避難体制指針の趣旨	
2 計画の対象となる災害時要援護者	
第2章 災害予防対策（平常時の対策） ······	6
1 災害時要援護者支援検討プロジェクトチーム	
2 災害時要援護者避難対策協議会	
3 対象者（災害時要援護者）の把握	
4 情報伝達体制の整備	
第3章 災害時要援護者自身の備え ······	9
1 近隣住民や各種団体等との連携	
2 必要な支援内容の伝達	
3 避難経路の確認	
4 非常用持ち出し品等の準備	
5 外出時の備え、家屋の安全対策	
第4章 災害時要援護者避難支援計画（個別避難計画） ······	10
1 避難支援計画（個別避難計画）の策定	
2 避難支援計画（個別避難計画）の内容の検証	
第5章 災害予防対策（事前予防、災害発生時の対策） ······	14
1 情報伝達方法	
2 避難誘導・安否確認	
第6章 避難所の整備 ······	15
1 避難所の整備	
2 物資の備蓄・受入・保管	
3 情報伝達方法	
4 生活支援	
5 精神障がい者・難病患者・人工透析患者等への支援	
6 社会福祉施設等の災害時要援護者の受入態勢の整備	

第1章 菊池市災害時要援護者支援計画について

1. 菊池市災害時要援護者支援計画の趣旨

災害は、その発生時に住民の生命・財産に大きな脅威を与えるばかりでなく、精神的苦痛も強いもので、復旧の際に住民が被る精神的・肉体的負担は大きなものとなっています。高齢者や障がいのある人にとっては、災害に関する情報の入手や避難行動等が困難なことが多く、通常よりも大きな被害を受けることが想定されるとともに、避難所での避難生活においても一般の人と比較して大きなストレスにさらされると考えられます。

東日本大震災や阪神・淡路大震災での尊い犠牲の半数は援護等が必要な高齢者や障がいのある人といった「災害時要援護者」でした。災害発生直後は安否確認や救出活動を迅速に行なうことが困難なこと、被災後の生活等におけるケアが十分でなかったことが原因と考えられ、災害時要援護者対策のあり方については大きな教訓を残しています。

過去の教訓や大規模地震の発生予測等を踏まえ、避難行動や避難所における生活に支障がある災害時要援護者を大規模災害から守り、被害を最小限に止めることが極めて重要な課題となります。

国においては平成25年に災害対策基本法を一部改正し、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を自治体に義務付けたほか、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨等の災害もあり、県内でも災害時要援護者における対策が進められています。

本市では、災害時要援護者の避難体制の整備を目的に、災害時における災害時要援護者の支援対策について総括的に取りまとめた「菊池市災害時要援護者支援計画」を平成20年度に策定し、適宜内容の更新を行っています。なお、本計画は市の防災に関する上位計画である地域防災計画に基づき作成したもので、地域防災計画や避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアル等と整合性を図るものとします。

2. 計画の対象となる災害時要援護者

本計画で対象とする災害時要援護者は、現に在宅する次の者とします。

- (1) 高齢者（65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯、認知症（認知症の疑いがある人を含む）のある人、要介護3以上の人、寝たきり及びそれに準ずる人等）
- (2) 身体障がいのある人（身体障害者手帳1～2級をお持ちの人）
- (3) 知的障がいのある人（療育手帳A1、A2をお持ちの人）
- (4) 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの人）
- (5) 発達障がいのある人
- (6) 妊産婦
- (7) 乳幼児
- (8) 難病患者等
- (9) 外国人
- (10) 旅行客
- (11) その他、一人では避難が困難な人等

※病院に入院している人、福祉施設等へ入所している人については、対象者の支援体制が整っていると考えられるため、原則として対象外とします。

<参考>災害時要援護者の特徴

区分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
一人暮らしの高齢者	・緊急事態の察知が遅れる場合があるが、自力で行動できる。	・迅速な情報伝達と避難の誘導が必要。
寝たきりの人	・自力での判断、行動が難しく、自分の状況を伝えることが困難。	・避難の際、車椅子等の移動用具と支援者が必要。 ・医療、介護関係者や家族等との連絡体制の確立が必要。
認知症の人、認知症の疑いがある人	・自力での判断、行動が難しく、自分の状況を伝えることが困難。 ・環境の変化による不安感等から、行動障害が現れる場合がある。	・見守り、声かけによる避難誘導が必要。 ・医療、介護関係者や家族等との連絡体制の確立が必要。 ・1人のときに危険が迫った場合、緊急に保護が必要。 ・認知症の特性を理解した人の対応が望ましい。
視覚障がいのある人	・視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。 ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。	・自治体からの広報その他生活に関する情報等が来た際は必ず知らせる（災害時の情報については音声による伝達及び状況説明が必要）。 ・安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく（避難誘導を行ってくれる人が必要）。 ・避難所内の案内が必要（トイレ、電話の場所確認等）。
聴覚障がいのある人	・音声での情報が伝わらない（視覚以外での異変、危険の察知が困難であり、音声での避難誘導を認識できない）。 ・緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 ・外見からは障がいの有無が分からない。	・正面から口を大きく動かして話す、文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振り手振りを活用する等、目に見える方法で情報を伝える（視覚による認識手段が必要）。 ・避難所では情報から取り残されないよう、掲示板等に情報を掲載する。また、ファクスの配置や筆記用具を確保する。
肢体が不自由な人	・自ら身体の安全を守ることが難しく、自分で避難することが困難。	・家具の転倒防止等、住まいの安全を確保する必要がある。 ・車椅子、ストレッチャー等の移

		<p>動用具と支援者の確保といった地域での移動支援体制づくりが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子用のトイレの確保。
内部障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは障がいの有無が分からない。 ・心臓、腎臓、呼吸器等に機能障害があり、人工透析等の医療的援助が必要な場合がある。 ・常時、医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベ等）を必要とする人がいる。 ・医薬品を携帯する必要がある。 ・人工肛門造設者（オストメイト）等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡体制の他、車椅子、ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保といった地域での移動支援体制づくりが必要。 ・避難所ではケアのできるスペース確保が必要。 ・食事制限のある人の確認や薬、ケア用品の確保が必要。 ・人工肛門造設者（オストメイト）等は、ストマ用装具や多目的トイレの確保が必要。
知的障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・1人では理解や判断が難しく、環境の変化による精神的な動搖が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人のときに危険が迫った場合、緊急に保護が必要。 ・精神的に不安定にならないよう、話しかけたり気持ちを落ち着かせたりしながら安全な場所へ誘導することが必要。
発達障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・他人とのコミュニケーションや予定されたパターン以外の行動を取ることが難しい場合が多く、自ら避難することが困難な場合がある。 ・避難所等、人が多く、慣れない場所での生活は極度の緊張によりパニックを起こす可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人のときに危険が迫った場合、緊急に保護が必要。 ・発達障がいの特性を理解した人の対応が望ましい。 ・避難所では、発達障がいのある人に配慮したスペースの確保が望ましい。
精神障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・他人とのコミュニケーションや予定されたパターン以外の行動を取ることが難しい場合が多く、自ら避難することが困難な場合がある。 ・避難所等、人が多く、慣れない場所での生活は極度の緊張によりパニックを起こす可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活や対人関係のストレスに弱い人もおり、服薬の継続が不可欠なため、本人や支援者は薬の名前や量を把握しておくことが望ましい。 ・医療や保健福祉機関との連絡体制の確立が必要。 ・専門相談窓口の設置が必要。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能は低下しているが、自ら判断し、行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導等の支援者の確保が必要。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での判断、行動が難しく、常時、 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の災害対応能力の向上

	<p>保護者の支援が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等、人が多く、慣れない場所での生活によるストレスを受けやすい。 	<p>及び適切な避難誘導が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災により保護者の養育が困難な場合への対応が必要。 ・保護者、乳幼児ともに避難所等での生活によるストレスを受けやすいため、避難生活には配慮が必要。
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは障がいの有無が分からない。 ・心臓、腎臓、呼吸器等に機能障害があり、人工透析等の医療的援助が必要な場合がある。 ・常時、医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベ等）を必要とする人がいる。 ・医薬品を携帯する必要がある。 ・人工透析患者は1日に接種できる水分や塩分等が厳しく制限されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡体制の他、車椅子、ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保といった地域での移動支援体制づくりが必要。 ・避難所ではケアのできるスペース確保が必要。 ・食事制限のある人の確認や薬、ケア用品の確保が必要。 ・電気の確保が必要。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が話せない、理解できない人もおり、生活習慣の違いから孤立感等を感じる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人の現状やニーズ等を把握し、外国人に対する配慮が必要。
旅行客		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、旅行客の安全への配慮が必要。
その他一人では避難が困難な人等	<ul style="list-style-type: none"> ・誰かの支えがないと転倒する恐れがある等、1人での避難に不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導等の支援者の確保が必要。

※上記は一般的な特徴を示したものであり、本人や家族の状況等によって必要とされる支援が異なる。

＜参考＞災害時要援護者と避難行動要支援者の概要図

災害時要援護者（要配慮者）

◆地域の支援を必要とする高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人等

避難行動要支援者

◆災害時に自力での避難が困難で、特に地域の支援を必要とする人

※要配慮者のうち、

- ・身体が不自由なため、避難行動が自力でできない人
- ・警報や避難指示等の災害関連情報の取得が困難な人
- ・避難の方法や避難方法等についての判断が困難な人

第2章 災害予防対策（平常時の対策）

1. 災害時要援護者支援検討プロジェクトチーム

（1）災害時要援護者支援検討プロジェクトチームの構成

市の福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援検討プロジェクトチーム」を設置し、要援護者の支援について検討を進め、その支援を実施することとします。

（2）災害時要援護者支援検討プロジェクトチームの業務

災害時の要援護者避難支援業務を迅速、かつ的確に実施できる行政組織体制づくりを行います。具体的には、福祉・防災関係部局を中心とした全庁横断的な組織を形成し、災害時要援護者の把握、情報共有を推進し、災害時にこれらのネットワークが十分に機能する環境づくりに努めます。

特に災害時要援護者については、避難行動に時間をする他、特別な情報伝達手段等が必要な場合があるため、平常時から情報伝達・避難支援の体制を整えておく必要があります。

また、本市の高齢者世帯等に対し、救急や災害等の緊急時にかかりつけの医療機関や持病、服薬等必要な医療情報を提供し、救急活動や救助活動を支援するための緊急医療情報キット（命のバトン）事業も併せて実施し、市民の安全、安心の確保及び地域の声かけ活動、訪問活動の促進並びに地域とのつながりによる地域福祉の充実を図ります。

2. 菊池市災害時要援護者避難対策協議会

（1）菊池市災害時要援護者避難対策協議会の会議の構成

要援護者の避難対策として、平常時から各関係団体間での情報共有を進めることが重要です。そのため、市では「菊池市災害時要援護者避難対策協議会条例」に基づき、各関係団体間での情報共有を図るため、菊池市災害時要援護者避難対策協議会を開催します。

（2）菊池市災害時要援護者避難対策協議会の業務

「菊池市災害時要援護者避難対策協議会条例」に基づき、次の内容についての協議、検討を行い、情報共有を図ります。

- ・災害時要援護者の避難に係る災害予防対策及び災害応急対策に関すること。
- ・災害時要援護者に係る避難所の運営のあり方に関すること。
- ・災害時要援護者自身の備えに関すること。
- ・災害時要援護者支援計画に関すること。
- ・災害時の情報伝達の整備に関すること。
- ・その他災害時要援護者への対応に必要な事項。

3. 対象者（災害時要援護者）の把握

（1）対象者の把握方法

災害時に支援を必要とする災害時要援護者と、その人が必要な支援内容の把握を進めます。把握にあたっては、次の方法が考えられます。

方式	概要	メリット	デメリット
同意方式	消防等の防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえ、災害時要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握していく方式。	要援護者一人ひとりと直接接することで、必要な支援内容等をきめ細かく把握することができる。	対象者が多いため、効率よく迅速に情報収集を行うことが困難。福祉関係部局が避難支援計画策定を福祉施策の一環として位置付け、保有情報を基に要援護者と接する必要がある。
手上げ方式	災害時要援護者支援計画に係る制度について周知した上で、自ら災害時要援護者名簿等への登録を希望した人が個別避難計画を策定する方式。	要援護者本人の自発的な意思を尊重しており、必要な支援内容等もきめ細かく把握できる。	登録を希望しない人あるいは認知症の人、認知症の疑いがある人、知的障がいのある人等要援護者の特性により把握が困難な場合等が想定され、要援護者となり得る人の全体像が把握できないおそれがある。
共有情報方式	市町村において、平時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を活用し、防災関係部局を含め関係者で情報共有する方式。	既に保有している情報を利用することができる。	原則禁止である本人以外からの個人情報の収取及び個人情報の目的外利用・提供に関して、個人情報の保護に関する法律の例外規定として整理する必要がある。この場合、共有した情報を分析の上、一定の条件の設定により要援護者を特定・把握し、福祉関係部局及び防災関係部局との連携の下、災害時要援護者の個別避難計画の策定を進めていくことが必要となる。 なお、福祉関係部局が条件に該当する人の緊急時連絡先、要支援内容を把握している場合、共有情報方式により防災関係部局との共有が可能になるが、「同情報を共有する者が限られていること」「福祉関係部局等が保有する情報では個別避難計画策定のための情報が不十分であることから、特定された要援護者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するためには、同意方式と同様に本人からの直接確認作業が必要なこと」に留意が必要となる。

本市では、対象者の把握にあたっては「同意方式」「手上げ方式」「共有情報方式」の組み合わせで情報収集を行います。また、災害対策基本法第四十九条の十一の3及び個人情報保護法第六十九

条第2項の四の規定に基づき、緊急時及び災害発生時においては災害時要援護者情報を関係団体等へ災害時要援護者情報を速やかに提供します。

(2) 対象者把握に関する各機関の役割

①市の役割

各種手続きの際に本制度の趣旨説明を行い、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を促します。対象者と手続き、所管部署、手続きの頻度や対象人数は次のとおり。

対象者	対象手続き	所管部署	手続きの頻度	対象人数
要介護3以上の人、寝たきり及びそれに順ずる高齢者、認知症高齢者等	介護認定結果通知時に資料を同封する	高齢支援課	新規は6ヶ月毎、更新は1~3年（年単位）の期間経過後都度更新	約1,200人
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級所持者	重度心身障がい者医療費受給者証更新時に資料を同封する	福祉課	毎年7月に更新	約1,200人
精神障害者保健福祉手帳2級所持者	手帳更新時に資料を同封する	福祉課	2年に1回の更新期間に到達する3ヶ月前から経過後2年まで都度更新	約500人
妊産婦	母子手帳交付時に資料を同封する	健康推進課	随時	約300人
乳幼児	出生届時に資料を同封する	関係各部署	随時	約300人

※高齢支援課、福祉課所管の対象者については、「菊池市統計資料2022」の高齢者支援・介護保険、福祉の統計表を参照しました。健康推進課、子育て支援課所管の対象者については、健康推進課から聴取した令和3年度の母子手帳交付数を参照しました。

※転入の場合、転入手続時に対象と思われる世帯や希望する世帯へ説明資料を配布します。

② 民生委員・児童委員の役割

担当地区での見守り、声掛け活動を通して対象者の把握を進め、訪問時に本制度の趣旨説明を行い、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を促します。

③ 社会福祉協議会の役割

デイサービス、サロン等の社協サービス利用者へ本制度の趣旨説明を行い、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を促します。

④ ケアマネジャー等の役割

要介護認定者等及び親族へ本制度の趣旨説明を行い、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を促します。

⑤ 警察、消防その他各種団体の役割

警察や消防その他各種団体が把握している対象者へ本制度の趣旨説明を行い、災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）への登録を促します。

4. 情報伝達体制の整備

(1) 防災・地域福祉関係者との連携等

①消防団、自主防災組織等との連携

市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にし、要援護者への情報伝達経路を整備することとします。また、消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないよう配慮することとします。

なお、伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定し、複数の伝達者を配置する等ルートを複数整備する必要があります。

②福祉関係者との連携

市は各種協議会等を通じ、平時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、各種機関と協力して情報伝達を行うこととします。

民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者は、ケアプランの策定時を含め、平時の福祉サービス活動や個別避難計画の策定作業を通じて、要援護者や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握することとします。

第3章 災害時要援護者自身の備え

災害発生時には、災害時要援護者自身も「避難支援者による救出を待つ」だけでなく、基本的に「自らの命は自らで守る」という心構えが必要です。そのためには、平時から周囲と協調し、災害発生に備えておく必要があります。

1. 近隣住民や各種団体等との連携

要援護者は、区長や最寄りの民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダーが誰であるかを把握し、連絡方法を準備する必要があります。また、地域の各種団体とは日頃から積極的に交流し、災害発生時に協力が得られやすい環境を作る必要があります。

2. 必要な支援内容の伝達

災害発生時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要があるため、それらの情報をあらかじめ記載しておき、支援が必要なときにはいつでも渡せるようにしておくこととします。

3. 避難経路の確認

自宅から避難所等までの経路をチェックし、要援護者が避難支援者とともに実際に歩いてみて、「注意すべき場所や目印となるものを確認し、障害物等、改善が必要なものがあれば、市や施設管理者等に連絡することが大切です。また、季節や時間帯を変えて、災害発生を想定した避難経路の確認を行い、問題点を抽出して対策を立てておく必要があります。

4. 非常用持ち出し品等の準備

日頃から、避難する際に備え非常用持ち出し品として最低3日分程度の食糧や飲料水の他、必要な介

護用品、粉ミルク、医薬品等をリュック等に用意しておき、いつでも持ち出せる準備をしておくこととします。また、例えば声を出しにくい障がいのある人の場合、緊急ホイッスル等を携帯しておくと、家屋に閉じ込められた場合等に自分の居場所を伝えることができます。

【非常用持ち出し品の例】

緊急連絡カード、飲料水、食糧（乾パン等）、医薬品、雨具、衣類（下着等）、毛布、貴重品（現金等）、携帯用ブザーや笛等

5. 外出時の備え、家屋の安全対策

災害発生時には周囲の環境が普段と異なるため、より一層周囲の援助が必要となります。災害時、周囲の人に速やかに協力を依頼できるよう日頃から準備をしておくことが大切です。

また、普段から家屋の耐震改修、家具の転倒防止措置や、割れたときの飛散防止のため、窓ガラスの内側にフィルムを貼っておく等の措置を講じておく必要があります。

第4章 災害時要援護者避難支援計画（個別避難計画）

1. 避難支援計画（個別避難計画）の策定

（1）避難支援計画（個別避難計画）の策定方法

市は、支援の対象となる要援護者を把握するとともに、要援護者一人ひとりの避難支援計画（個別避難計画）を策定する必要があります。

個別避難計画は、基本的には要援護者自身が作成しますが、必要に応じて家族や関係者が作成の支援や代理での作成を行うことができます。作成支援や代理作成は、本人及び家族に本制度の趣旨説明を行い、同意を得た上で行うものとします。作成後は市福祉課又は各支所市民生活課へ提出していただきます。

（2）避難支援計画（個別避難計画）の作成に関する各機関の役割

①市の役割

各種手続きの際に、対象者へ個別避難計画の作成を促すとともに、対象者又は家族、関係者から提出いただいた個別避難計画に基づき、福祉課において避難行動要支援者名簿等作成システムへの入力を行います。

②民生委員・児童委員の役割

担当地区での見守り、声掛け活動を通して把握を進めた対象者の訪問時に、本制度の趣旨説明を行い、個別避難計画の作成を促すとともに、本人及び家族の同意を得た上での作成援助、本人や家族の代理として市へ個別避難計画の提出等を行います。

③社会福祉協議会の役割

デイサービス、サロン等の社協サービス利用者へ本制度の趣旨説明を行い、個別避難計画の作成を促すとともに、本人及び家族の同意を得た上での作成援助、本人や家族の代理として市へ個別避難計画の提出等を行います。

④ケアマネジャー等の役割

要介護認定者等及び親族へ本制度の趣旨説明を行い、個別避難計画の作成を促すとともに、本人及び家族の同意を得た上での作成援助、本人や家族の代理として市へ個別避難計画の提出

等を行います。

⑤警察、消防その他各種団体の役割

警察や消防その他各種団体が把握している対象者へ本制度の趣旨説明を行い、個別避難計画の作成を促すとともに、本人及び家族の同意を得た上で作成援助、本人や家族の代理として市へ個別避難計画の提出等を行います。

(3) 避難支援者の定め方

市は、自助、共助の順で、要援護者から提出された計画に基づき、できるだけ身近な人を避難支援者に定めることとします。

また、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等に対しては、保健所、消防署、病院等関係する機関と連携し、避難支援者とともに、病院等への搬送等の避難計画を具体化しておくとともに、自助・共助による支援が受けられない要援護者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、近隣組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図ることとします。

(4) 避難支援計画（個別避難計画）の共有と適正管理

①災害時要援護者が同意した範囲の整理

市は、管内の要援護者の人数と避難支援計画（個別避難計画）を取りまとめた災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）を作成します。

②災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）の作成目的

災害が発生したとき、災害時要援護者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うために、災害時要援護者の障害の内容・程度、介護の状況等、災害時要援護者を支援するために必要な情報を掲載した災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）を整備します。

③避難場所の確認

市では 50 箇所を超える指定避難所を確保していますが、日頃から各自どこの避難所に避難するかを検討しておく必要があります。

④緊急連絡カードの活用

市は、避難支援計画（個別避難計画）を提出した個人に緊急連絡カードを送付し、常に身近な場所に保管し、外出時に持ち歩くものの中に入れるよう指導します。

⑤情報の共有と適正管理

要援護対象者情報の管理主管部局及び共有する機関、団体（以下「情報等共有機関」という。）について、次のとおり定めます。

なお、守秘義務のない他の機関、団体にあっては、情報提供の際、契約、誓約書の提出等を行い、要援護対象者情報の漏洩防止に努め、適切に管理するとともに、取り扱いについて十分注意するものとします。

管理主管部局	情報等共有機関
市役所庁内関係部署	菊池市区長会（自主防災組織）
	菊池市民生委員児童委員協議会連合会

菊池広域連合消防本部
菊池警察署
菊池市消防団
菊池市社会福祉協議会

※災害時に的確な支援や安否確認を行うため、収集した要援護対象者情報を情報等共有機関と共有しておくものとします。また、要援護対象者の生命、身体又は財産の安全を確保すること及び災害発生時における支援や安否情報、更に避難所での支援等に活用するため、本人や家族の同意を得ることを基本としながら、要援護対象者情報を地域（自治会等）に事前に開示しておくものとします。

ただし、個人情報保護法第六十九条第2項の四の規定に基づき提供することが必要と判断される場合は、この限りではありません。

＜参考＞個人情報の保護に関する法律（抄）

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（（利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。（利用及び提供の制限）

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(5) 避難支援計画（個別避難計画）の更新

災害時に避難支援を迅速かつ確実に行うために、日常的に登録情報の更新を行うこととします。差し替えについては、保管している団体の長が責任をもって差し替え、古い情報については、市に返却することとします。

2. 避難支援計画（個別避難計画）の内容の検証

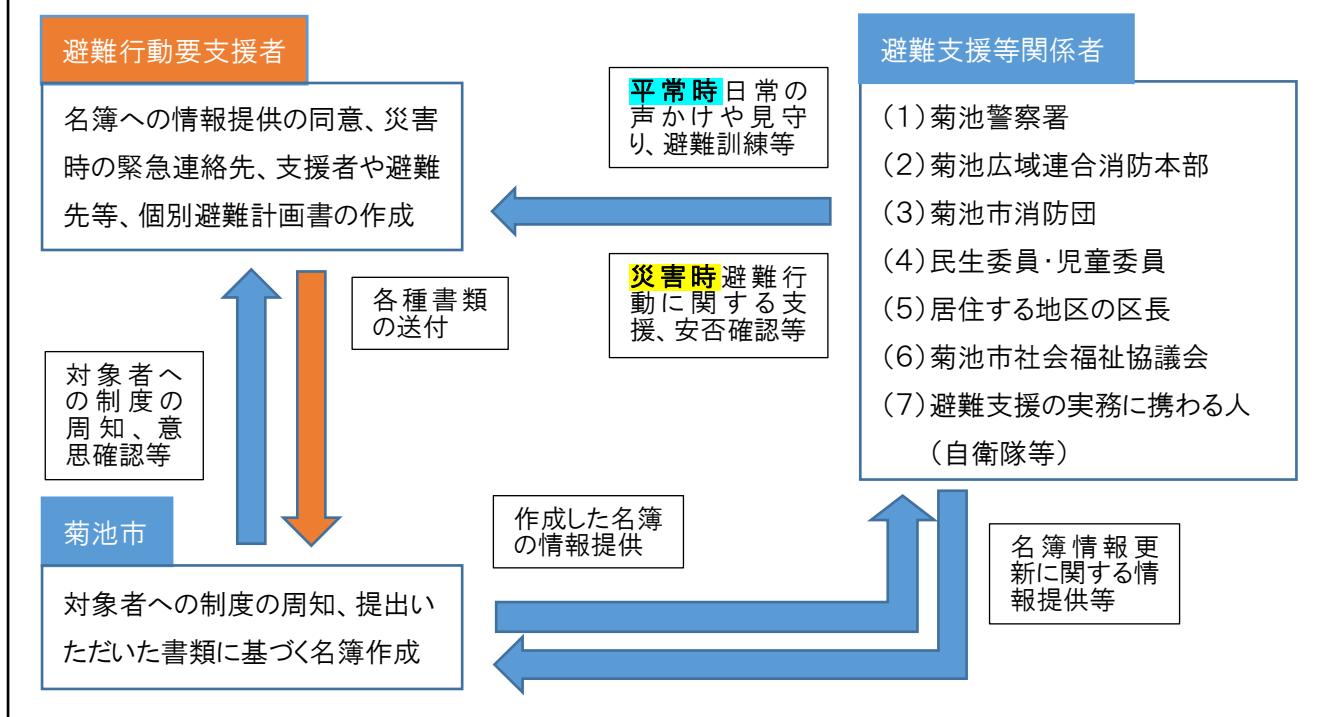
(1) 避難支援計画（個別避難計画）に基づく訓練の実施

訓練の実施については、モデル地区を選定し、関係機関の協力を得て実地訓練を行います。

(2) 訓練結果に基づく避難支援計画（個別避難計画）の見直しと修正

実地訓練後、関係機関との協議を行い、今後の見直しと修正を行います。

<参考>避難支援の流れ



第5章 災害予防対策（事前予防、災害発生時の対策）

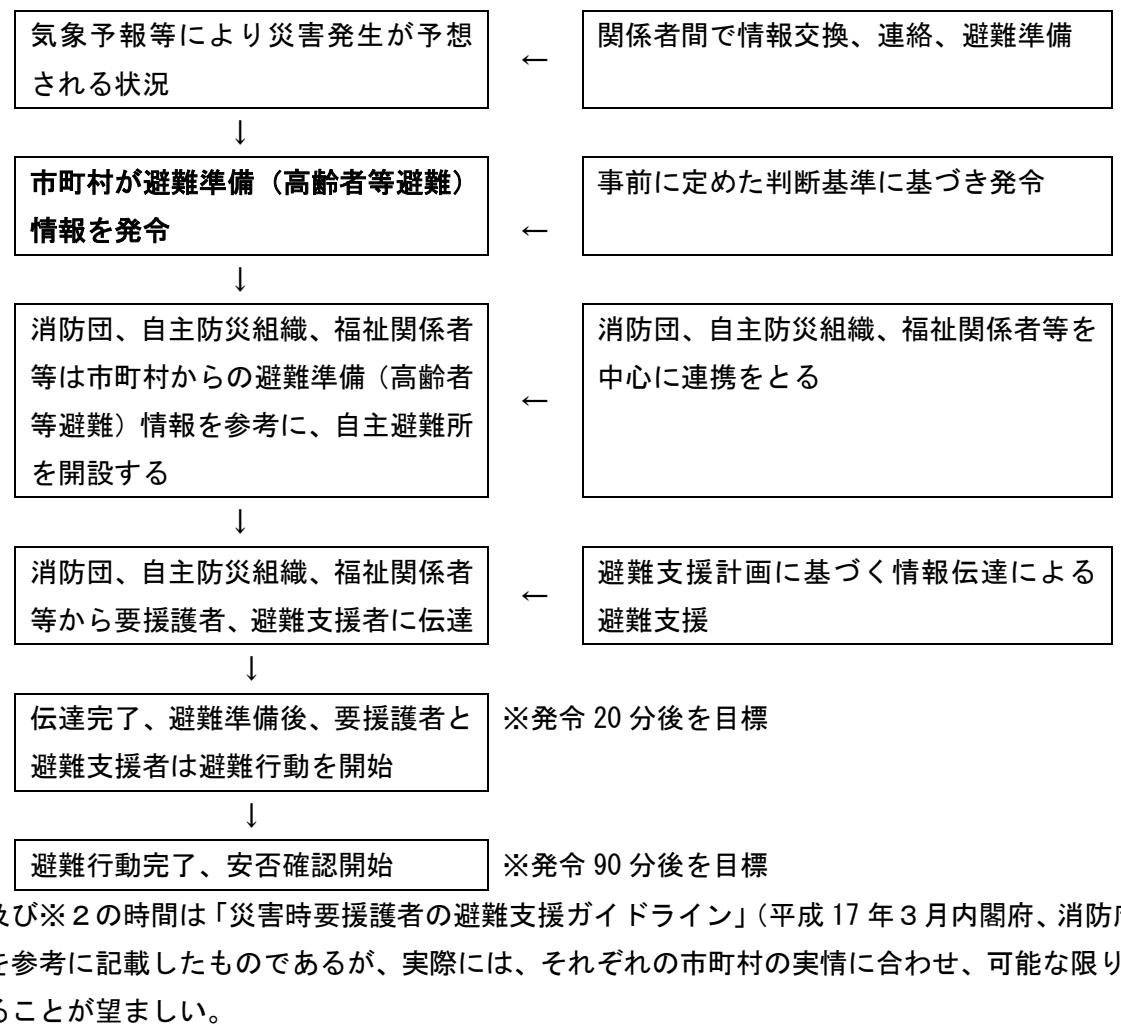
1. 情報伝達方法

(1) 情報伝達方法

市は気象予報等により災害発生が予想される状況において、予め定めた判断基準に基づき、避難準備（高齢者等避難）情報を発令することとします。

この際、電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に備え、人的手段を併用することが有効となります。このため、自主防災組織や避難支援者等の地域における支援体制を活用して、災害時要援護者の避難等が容易に行えるよう、災害の状況や住民の執るべき措置について情報伝達を行うとともに、避難行動を支援します。

<参考>集中豪雨時における対応イメージ（避難準備（高齢者等避難）情報発令の場合）



(2) 菊池市安心メール、きくち防災・行政ナビ

本市では「菊池市安心メール」を導入しています。消防団や安心パトロール隊、交通指導員、市役所職員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の職員の他、市民の皆さんのがメールアドレスを登録すると、災害や火災、防犯の他、市からの情報が登録されたメールアドレス宛に届きます。

また、平成 29 年 10 月からスマートフォンアプリ「きくち防災・行政ナビ」を導入しています。ダウンロードすることで安心メールと同様、災害や火災、防犯情報の他、市からの情報が届きます。安心メールの登録やきくち防災・行政ナビのダウンロードを呼びかけ、登録者数やダウンロード数

を増やすとともに、市民が緊急時に受け取れる情報を増やします。

＜参考＞警戒レベルと警戒レベル相当情報	
警 戒 レ ベ ル	内 容
5	きんきゅうあんぜんかくほ 緊 急 安 全 確 保
～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～	
4	ひなんしじ 避 難 指 示
3	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)
1	早期注意情報 (気象庁が発表)

水位情報 あ り	洪水等に 関する情報	土砂災害に 関する情報
氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)
各種情報 を参考 に市は避 難指 示 等の發 令を判断 します。	氾濫危険情報	土砂災害 警戒情報
	氾濫警戒情報	大雨警報 (土砂災害)
	氾濫注意情報	

2. 避難誘導・安否確認

(1) 避難誘導

避難誘導に関しては、要援護者の障害の部位や程度等に応じた救出・救護活動を実施する必要があります。そのためには、要援護者と避難支援者、市、消防、自主防災組織、福祉関係者等が詳細な協議を行う必要があります。併せて平時から訓練を実施しておくことが望ましいと考えられます。

(2) 安否確認

市は、要援護者の避難状況の把握とともに安否確認を行うこととします。このため、避難所に避難してきた災害時要援護者を把握するとともに、避難支援者や一緒に避難してきた地域住民等から、災害時要援護者の避難の状況を確認し、災害時要援護者が取り残されていないか等の情報を収集します。

また、被災により保護者による監護等ができなくなった乳幼児等の状況把握に努め、親族による受け入れや児童養護施設等への受け入れ等、必要に応じて対応を進めます。

第6章 避難所の整備

1. 避難所の整備

市は、既存の避難所については、必要に応じて可能な限り建物の耐震化やスロープを設置する等のバリアフリー化や停電等の事態に備えた電源の多元化に努めることとします。

また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難場所における介護・ケア等の支援活動を充実させるため、広域的な派遣体制作りも含めた人員確保や、要援護者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）設置についての検討を進めることとします。

(1) 福祉避難所の必要性

阪神・淡路大震災では30万人、新潟県中越地震では10万人の避難者が発生しており、特に新潟

県中越地震では「目の不自由な方が避難所の中の自分のスペースに辿り着くだけでも非常に困難を要した」事例や「車の中やビニールハウスの中で 寝泊まりすることにより、過度のストレスが生じた」事例、或いは「子どもが夜中に大きな声で泣くため、他の避難者の迷惑を掛けないために避難所の外で過ごした」等の事例が報告されています。このような状況を避けるため、避難者の状況に応じた福祉避難所を一般の人とは別に設置する必要があります。

2. 物資の備蓄・受入・保管

(1) 物資の備蓄

物資の備蓄については、3日分を目途とした食糧、飲料水、日常生活用品等の他、介護用品、医薬品等の準備を行うとともに、高齢者用のお粥や乳児用の粉ミルク等、災害時要援護者に配慮した備蓄を心掛けることとします。また、アレルギー患者の食糧については、アルファ米（調味料抜き）が比較的適合する場合が多いと言われています。

なお、大規模災害時に大勢の避難者が発生した場合、食糧と並んで問題となるのがし尿処理の対応です。対応が遅れた場合、避難者がトイレ等の使用を避けるために水分補給を控え、脳こうそくを発症する等の事例が報告されています。このため、仮設トイレや簡易トイレ処理剤の準備が重要です。

(2) 物資の受入・保管

物資については、大規模災害発生に際し、備蓄の他に全国から大量の救援物資が届けられることから、社会福祉協議会やボランティアと連携し、仕分けの段取りや受入場所の確保、避難場所への配送方法等について協議し、受入体制を構築しておく必要があります。特に受け入れに関しては、食糧、医薬品、ストマ用装具その他衣類等、避難所からの要請に対応できるようにします。

3. 情報伝達手段の確保

避難所においては、要援護者に円滑に情報伝達ができるよう、定期的に情報を掲載する掲示板を設置する他、必要に応じて県が設置する多言語電話通訳サービスを紹介します。また、避難所はアクセス道路の状況等により孤立する危険をはらんでいることから、外部との通信手段の確保に留意する必要があります。

なお、避難者の中に人工透析患者がいる場合には、透析が実施可能な医療機関の情報を逐次伝達することに留意する必要があるため、医療機関等との情報通信手段を考慮しておく必要があります。

4. 生活支援

(1) 相談体制の整備

市は、要援護者の状況とニーズを把握するため、相談体制を整備し、福祉事務所その他関係機関と連携して必要なサービスの提供に努めることとします。

①相談窓口の設置

市は避難所、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、地域療育センター、在宅介護支援センター等を活用し、電話、ファックス、インターネット端末等、専用のツールを配備する等して避難者の各種相談に応じる体制を整えることとします。

また、対応窓口には、必要に応じて医師、保健師、看護師、栄養士、要約筆記者、手話、点訳、音訳ボランティア等の配置について配慮することとします。

②巡回相談の実施

相談窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声掛けを行い、各種相談に応じることとします。

(2) 精神、身体両面の健康管理

①医療班による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所や自宅等を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じ、必要な医療ケアを行う等、障がいの重度化を防ぎ、合併症の予防に努めることとします。

②こころのケア

大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安を感じたり、長引く避難生活の中でストレスが蓄積されたりする等、精神的に大きな負担が強いられます。これらに対応するため、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得ながら「こころのケア」を行う必要があります。

また、避難所の中で要援護者への理解を深め、要援護者の精神的な不安を解消するよう努める必要があります。

5. 精神障がい者・難病患者・人工透析患者等への支援

避難所においては、平時と違い環境が大きく変化するため、環境変化によるストレスや電力、薬品の不足等により生命の危機に晒される避難者（精神障がい者・難病患者・人工透析患者等）も発生します。そのため、個々の避難者の状況を把握し、適切な対処を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送等の措置を講じる必要があります。

6. 社会福祉施設等の災害時要援護者の受入態勢の整備

市は、要援護者と健常者を一般的な避難所に収容することが著しく不都合であると判断した場合、要援護者の社会福祉施設等への移送を検討することとします。そのため、市はあらかじめ社会福祉施設等の管理者と「収容する際の要件」「費用負担」等を定めた協定を締結することが望ましいと考えられます。